



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和6年度

西国東海岸保全事業

現場技術（その2）業務

積 算 書

（当初）

九州農政局
西国東海岸保全事業所

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	西国東海岸保全事業					
業務名	現場技術（その2）業務					
業務別業務名:現場技術（その2）業務						
コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単- 1号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種,中間,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0日,0.5日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)打合せ	中間		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.000日				
	8)往復移動日数	0.500日				
R04004	技師（A）	0.500	人	57,000	28,500	
	合 計				28,500	算出数量 1,000 回
	単 価		回		28,500	
	*** S単- 2号 ***					
S63011	打合せ（設計旅費・交通費）		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ（設計旅費・交通費） 一般工種,着手前・最終,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,4時間,100km≦L（100km以上）			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.25日				
	8)往復移動日数	0.50日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	ライトバン				
	13)高速道路往復料金（税別）	7,290円				
	14)鉄道往復1人当料金（税別）	0円				
	15)バス往復1人当料金（税別）	0円				
	16)船舶往復1人当料金（税別）	0円				
	17)航空往復1人当料金（税別）	0円				
	18)ライトバン使用日数	1日				
	19)時間区分	4時間				
	20)往復移動距離区分	100km≦L（100km以上）				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1,000	式	7,290	7,290	
M28121	ライトバン[二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,900	1,900	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	10,800	L	163	1,760	
	合 計				10,950	算出数量 1,000 回
	単 価		回		10,950	
	*** S単- 3号 ***					
S63017	旅費交通費（外業宿泊）工事の現場立会等		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費（設計外業宿泊用） 乙地,ライトバン,0.50日,2日,2時間,なし,100km≦L（100km以上）			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)宿泊地	乙地		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)交通機関区分	ライトバン		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)高速道路往復料金（税別）	7,290円		深夜時間:0.0		
	4)鉄道往復料金[全員分合算]（税別）	0円				
	5)バス往復料金[全員分合算]（税別）	0円				
	6)船舶往復料金[全員分合算]（税別）	0円				
	7)航空往復料金[全員分合算]（税別）	0円				
	8)往復移動日数	0.50日				
	9)ライトバン使用日数	2日				
	10)時間区分	2時間				
	11)補正区分	なし				
	12)技師長外業日数	0.000日				
	13)主任技師外業日数	0.000日				
	14)技師A外業日数	0.000日				
	15)技師B外業日数	0.000日				
	16)技師C外業日数	0.000日				
	17)技術員外業日数	0.600日				
	18)往復移動距離区分	100km≦L（100km以上）				
P54206	設計用技術員日当 消費税抜き	2,000	人	773	1,546	

[illegible]

[illegible]

令和6年度西国東海岸保全事業

現場技術（その2）業務

特別仕様書

九州農政局 西国東海岸保全事業所

(適用範囲)

第1条 令和6年度西国東海岸保全事業 現場技術（その2）業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、西国東海岸保全事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a～c において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務実施計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学））、農業部門（農業土木、農業農村工学）、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士、博士（当該業務に関連する学術部門）、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高校卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、下表の何れかの者とする。

技 術 者 区 分	資 格	備 考
-----------	-----	-----

現場技術員（C）	① 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ② 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。	
----------	--	--

（配置技術者の確認）

第6条 共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第7条 受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務実施計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（適用する図書）

第8条 本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定（改定）年月日
地質・土質調査業務共通仕様書	令和5年3月29日
測量業務共通仕様書	令和5年3月29日
設計業務共通仕様書	令和5年3月29日
工事及び調査・測量・設計業務等の契約図書	—

（対象工事）

第9条 業務を行う工事は、別紙1「対象工事内訳表」のとおりである。

（業務場所）

第10条 業務場所は、当事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

（業務期間）

第11条 履行期間は次のとおりとする。

令和6年4月12日 ～ 令和7年3月21日 （344日間）

(業務内容)

第12条 本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

（1）設計に関する業務

- ア 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
- イ その他上記に準ずる事項

（2）監督に関する業務

- ア 工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
- イ 工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務
- ウ 工事検査に必要な資料の作成に関する業務
- エ その他上記に準ずる事項

（3）関係機関等との協議に関する業務

- ア 基礎的資料の作成に関する業務
- イ その他上記に準ずる事項

（4）事業実施に関する業務

- ア 基礎的資料の作成に関する業務
- イ その他上記に準ずる事項

(作業上の留意事項)

第13条 作業上の留意事項は、次のとおりである。

- （1）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- （2）業務履行にパソコン及びプリンタ等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については、下記に示す監督職員が利用する機能と同程度以上（データ共有が可能なもの）とする。

また、ウイルス対策として最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

項 目	機 能（バージョン）
パソコンのOS	Windows10
ワープロ	Microsoft 365 Apps for enterprise
表計算	Microsoft 365 Apps for enterprise
CAD	P21
ウイルス対策ソフト	Windows セキュリティ

- （3）その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- （4）受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。
- （5）前項により庁舎を使用する場合には、受注者は、本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(情報共有システム)

第 14 条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(打合せ)

第 15 条 共通仕様書第 1-5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第 16 条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

(成果物の提出先)

第 17 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

大分県豊後高田市中真玉 2 1 4 4 番地 1 2
九州農政局 西国東海岸保全事業所

(契約変更)

第 18 条 業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第 9 条に示す「対象工事」に変更が生じた場合。
- (2) 第 10 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第 11 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第 12 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第 15 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第 16 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(7) その他

(定めなき事項)

第 19 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【対象工事内訳表】

工事名	履行場所	工期（予定）
令和４年度西国東海岸保全事業 第１区堤防法面被覆（その２）工事	豊後高田市 呉崎地内	令和５年10月 ～令和６年５月
令和６年度西国東海岸保全事業 第１区堤防法面被覆（その３）工事（仮称）	豊後高田市 呉崎地内	令和６年８月 ～令和７年３月
令和６年度西国東海岸保全事業 第２区堤防法面被覆工事（仮称）	豊後高田市 呉崎地内	令和６年９月 ～令和７年３月
令和５年度西国東海岸保全事業 第３区堤防法面被覆工事（仮称）	豊後高田市 西真玉地内	令和６年９月 ～令和７年３月
令和５年度西国東海岸保全事業 第３区堤防法面被覆（その２）工事（仮称）	豊後高田市 西真玉地内	令和６年８月 ～令和７年３月